

郡山市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持支援補助金交付要綱

令和2年6月25日制定
令和2年9月11日一部改正
令和3年1月14日一部改正
令和3年3月16日一部改正
令和3年4月30日一部改正
令和3年6月30日一部改正
令和3年7月30日一部改正
令和3年9月28日一部改正
令和3年11月30日一部改正
令和3年12月28日一部改正

[政策開発部雇用政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を支援するために国が特例措置として実施する雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2に規定する雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給を受けた市内の中小企業者又は事業を営む個人に対し、予算の範囲内で従業員へ支払った休業手当について補助金を交付することに関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有する会社又は市内に住所を有する個人
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業（教育訓練及び出向を含む。）により、労働局長から雇用調整助成金等の支給決定を受けた者（解雇等を行わず雇用を維持し支給決定を受けた者を除く。）
- (3) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税を

いう。)を滞納していない者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助対象者が、市内の事業所へ勤務する従業員へ支払う第5条に規定する補助金の対象期間に係る休業手当とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、雇用調整助成金等で算出された1人日当たり助成額単価を助成率で除して得た額にそれぞれ月間休業等延日数を乗じて合計した額(以下「計算上の休業手当の額」という。)に、10分の1を乗じて得た額とする。ただし、計算上の休業手当の額から雇用調整助成金等の休業に対し支給を受けた助成額(教育訓練及び出向に係るものを除く。)を減じた額(以下「計算上の休業手当事業負担額」という。)が補助金の額を下回る場合は、計算上の休業手当事業負担額を補助金の額とする。

2 他の自治体から計算上の休業手当事業負担額に対して補助金等の交付を受けた場合は、前項の規定により算出した補助金の額から当該補助金等の額を減じた額を補助金の額とする。

3 市外に本社等がある市内の事業所における従業員の休業等を含めて雇用調整助成金等の支給決定を受けた場合又は市内にある本社等が市外の事業所における従業員の休業等を含めて雇用調整助成金等の支給決定を受けた場合は、前2項で算出した額を全従業員数に対する市内事業所の従業員数の割合で按分するものとする。

4 前3項までの規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、補助金の額の上限は、1補助対象者当たり100万円とする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の対象期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助金の対象期間を延長することができる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、雇用調整助成金等の支給決定日の翌日から起算して3月以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに郡山市コロナウイルス感染症対策雇用維持支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、2回目以降の申請であって、前回の申請から内容の変更がない場合は、第2号、第3号及び第6号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 雇用維持支援補助金算定書(第2号様式)

(2) 雇用調整助成金等に係る提出書類の写し

- (3) 他の自治体から休業手当に対し補助金等の交付を受けた場合にあっては、当該交付決定通知書の写し
- (4) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- (5) 同意書兼誓約書（第3号様式）
- (6) 補助金の振込先口座が確認できる通帳の写し等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、郡山市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金交付要綱（令和2年6月26日制定）に基づく補助金の申請時に既に提出しており、当該申請時から内容の変更がない場合は、前項第2号及び第4号から第6号までに掲げる書類の提出を省略することができる。

3 第1項の規定による補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

（額の決定）

第8条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。